

第5章

計画の基本的考え方

第5章 計画の基本的考え方

(1)計画の基本的考え方

日本の将来を担う子どもたちは地域の一番の宝です。また、貧困の連鎖を食い止めるためには、全ての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、現在から将来の生活にわたり、夢や希望を持てる社会の構築を目指していく必要があります。

貧困状況にある家庭では、様々な要因により子どもの希望や意欲がそがれやすく、そのような中、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。

また、本市ではこれまでも子どもの健やかな成長と子どもを産み育てやすい環境づくりを社会全体で推進していくことを目的に、「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子育てをするなら鹿児島市」の実現を目指してきており、令和2年度からは「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」がスタートしています。

一方で、子どもの貧困問題の背景には、家庭の状況や生活環境、所得、雇用問題等の様々な要因が複雑に絡み合っており、困り事を抱えた家庭の子どもたちとそうでない家庭の子どもたちの間では、成長の各段階において、学習や体験活動などの機会に格差が生じる場合があります。そこで、国の「子供の貧困対策に関する大綱」の重点施策でもある「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」を鹿児島市子どもの未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）の重点施策としても位置づけ、「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」における各施策との連携・充実を図りながら、鹿児島市全体で総合的かつ横断的に子どもの貧困対策を推進し、子どもの明るい未来に向けて取り組んでまいります。

また、本プランの推進にあたっては、SDGsの理念を踏まえ、（全ての子ども・若者、子育て世帯、子育て支援に関わる）多様な主体が、子どもの貧困問題など様々な課題を共有し、地域社会全体で解決できるよう取り組んでまいります。

なお、子どもの貧困問題が社会問題であることの周知に努めるほか、事業実施にあたっては、対象となる子どもや家庭に対する差別や偏見を助長してしまわないよう、その実施については十分に留意します。